

法人格のない団体名義の口座を開設されるお客様へ

当金庫では、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が高まっていることを受け、法人格のない団体名義の口座を開設していただく際は、犯罪収益移転防止法等で求められている取引時の確認に加えて、下記の書類等をお持ちいただいたうえで、団体の活動内容等について確認をさせていただきます。

お客様にはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. ご持参いただく書類等

- ・ 団体の規約または会則
- ・ 団体の総会議事録
- ・ 団体の役員名簿
- ・ 団体の収支報告書
- ・ 設立年月日がわかる書類（団体の規約等に記載がない場合）
- ・ 来店者さまの顔写真付きの公的な本人確認書類
- ・ 代表者さまの顔写真付きの公的な本人確認書類の写し（来店者が代表者以外の場合）

※必要に応じて、上記以外の追加書類のご提示をお願いする場合があります。

※各書類は、写しをとらせていただきます。

2. ご留意事項

- ・ 上記書類に基づき、具体的な活動内容や口座開設の目的等をお伺いし、場合により口座の開設をお断りさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 口座名義
原則、規約または会則に記載の名義とさせていただきます。
- ・ 口座の代表者
原則、規約または会則、総会議事録等に記載の団体の代表者の方を、預金口座の代表者とさせていただきます。



千葉信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/chibaskb/>